

送付2-6 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める

陳情書

では、日程に入ります。

1番の陳情審査に入ります。現在、継続審査となっております送付2-6、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情書についてです。本陳情書につきましては、前回3月25日の委員会以降、調査内容など、執行機関から情報提供があればお願いいたします。

○小川国際平和・男女平等人権課長 陳情書に関する情報提供としてご報告いたします。

前回3月25日の本委員会においてご質問があり、説明が保留となっている事項が3点ございます。1点目は、国連の女子差別撤廃委員会の意見、勧告の法的拘束力。2点目は、国の検討状況、課題。3点目はほかの自治体の状況ですので、順にご報告いたします。

1点目の意見、勧告の法的拘束力ですが、個人通報制度は条約で保障されている権利が侵害され、国内での救済を求める手続きが尽くされた後も権利回復がなされない場合に、個人または団体が国連の女子差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができる制度です。委員会が通報を検討した後、通報に関する意見、勧告を当事国に送付し、当事国は検討の上、6か月以内に回答書を提出するものと定められています。委員会からの意見、勧告には法的拘束力はありませんが、その影響力は大きいと言われております。

2点目の国の検討状況、課題ですが、各府省における取組状況の記述によりますと、個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えられる。第4次男女共同参画基本計画においても、女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進めるとしている。同制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識しており、同制度の受入れの是非については、現在、各方面から寄せられている意見も踏まえつつ、真剣に検討を進めているところである。政府としては、これまで19回にわたり個人通報制度関係省庁研究会を開催すると共に、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用の実態等について調査等を行っている。検討結果については、現在、政府部内において引き続き検討を行っているところであるため、明らかにできる段階ではない。今後とも各方面から寄せられている意見も踏まえつつ、引き続き検討を進めてまいりたいとなっております。

また、司法制度や立法政策との関連の問題について、令和2年2月25日の国会予算委員会第3分科会の政府答弁では、女子差別撤廃委員会から、例えば国内の確定判決と異なる内容の見解、通報者に対する損害賠償や補償を要請する見解、法改正を求める見解などが出された場合に、我が国の司法制度や立法制度との関係でどのように対応するか、他国に関する通報事例等も踏まえつつ検討する必要がある。他国の通報事例の検討については、例えば委員会がどのような事案を扱い、どのような見解を出しているのかといった情報や、国内制度において通報者に対する損害賠償や保障を行う必要はないとの結論が出た事案に対して、委員会がそれとは異なる見解を示した場合に、各国が何らかの措置を行ったのか、行った場合にはどういった措置だったのかといった情報を収集し、様々な検討を行う必要があるとされております。実施体制につきましては、令和2年3月26日の外交防衛委員会の政府答弁では、実施体制に関しましては、そもそも国連の見解の窓口をどこの省庁で受けるか。それを関係の省庁にどのように割り振って、どのようにこれを回答として女子

送付2-6 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める

陳情書

差別撤廃委員会のほうに回答するか。こういったことが実施体制の検討の中で解決していかなければいけない問題だと認識しているとのこと。

3点目のほかの自治体の状況ですが、現在、東京都及び特別区に調査中ですが、新型コロナウイルス感染防止のための休業などの影響で各区の回答がまだ出そろっておらず、途中経過の報告になります。

まず、東京都議会ですが、令和元年第4回定例会において、12月18日に女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書に関する請願の採択が決定されております。その後、令和2年第1回定例会において、意見書の提出について協議されたものの、文教委員会理事会の段階で提出に至らずとなっております。意見書は提出されていないということです。

次に、特別区の議会ですが、現在、22区中15区から回答を頂いております。陳情を受け、意見書を可決したのは2区、文京区議会と中野区議会です。13区は陳情を受けておらず、未回答が7区となっております。文京区議会は令和元年10月15日に、中野区議会は令和元年12月10日に、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を可決しております。

なお、文京区、中野区とも、執行機関からの情報提供等は全く行っておらず、詳細は分からないとのことでした。

説明は以上でございます。

○永田委員長 はい。

この陳情につきまして、質疑があればお受けいたします。

○牛尾副委員長 今回の説明の中で、国内、国が様々な諸外国の制度がどうなっているのか。あとは実施体制をどうするのか。あるいは国内の確定判決とは違うものがあればどうするのか。様々調査しているというご回答でしたけれども、その調査はどういったところまで調査されているのかというのはお分かりになりますか。

○小川国際平和・男女平等人権課長 先ほども申しましたとおり、国から出ている、この各府省による取組状況という記述によりますと、検討結果については、現在、政府部内において引き続き検討を行っているところであるため、明らかにできる段階ではないという回答になっております。

○牛尾副委員長 なるほど。

○永田委員長 小野委員。

○小野委員 先ほど東京都議会での文教委員の中で意見書を提出しないということになったということなんですけど、これについて、何か理由などについては調べていらっしゃいますか。

○小川国際平和・男女平等人権課長 申し訳ありませんけど、理由までは分かりません。

○小野委員 あ、そうですか。はい、分かりました。

○永田委員長 ほかによろしいでしょうか。確認することはないですか。

○たかざわ委員 ここで日本弁護士連合会から出た意見書があるんですけども、これには様々なことが書いてあるんですけども、その中で、識字率が低いために不利益を被っているという例が挙げられているんですけども、これはまあ男女問わずだと思いませんか。それと

送付2-6 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める

陳情書

もう一つ、服装規定に違反し、それで罰を受ける場合があるということがあるんですけども、国の議論や何かで、文化・歴史・伝統といったところに踏み込んだ意見というのはまだ出ていない。それも分からないということではよろしいですか。

○小川国際平和・男女平等人権課長 文化・歴史・伝統の議論という、そもそも政府部内でどんな議論がされているかというのが出ておりませんので……

○たかざわ委員 分かっていない。

○小川国際平和・男女平等人権課長 分からないんですけども、この個人通報制度とは別に、この条約の状況の報告を、4年に1回ですかね、報告するという制度がありまして、今、一番新しいのが第7回報告、第8回報告で、その委員会の最終見解が出ていて、日本政府のコメントも出ているんですけども、その中では、民法改正の女性の婚姻年齢の話だとか、あと選択制夫婦別氏制度についてとか、あと旧姓の使用の拡大だとか、民法の再婚禁止期間の短縮とか、そうですね、あとは移民女性を含む外国人女性に対する偏見や差別の解消だとか、アイヌの女性とか同和の地区とか、在日韓国・朝鮮人の女性云々とか、そんなようなやりとりがされていますので、個人の通報制度ではないですけども、普通の条約の、何というんですか、履行状況についての報告の中にはそういったやりとりがされております。

○たかざわ委員 例えば、イスラム圏の女性がヒジャブというものをかぶっておりますけども、それは多くの方が宗教的な問題でそういう形を取っているということで、それほど、何というのでしょうか、差別というような意識がないというようなことを聞いているんですけども、これで服装が駄目だからというようなことが書いてあると、そういうようなところが果たしてそこまで検証できているのかという面もありますし、そういう細かいところ、それとあと、先ほどご答弁頂いたように、法的課題が出てくるんじゃないかというところ、その辺がまだはっきりしないというところで、なかなかこれは判断ができないと思うんですけども、役所のほうではどのようなお考えを持っておりますか。

○小川国際平和・男女平等人権課長 ちょっと、役所のほうでどうという評価はちょっと致しかねますので、お許しください。

○永田委員長 政府の一般的な見解みたいなのが分かれば、そちらでも。

○小川国際平和・男女平等人権課長 政府の見解としては、もう何回も言っているんですけど、個人通報制度については条約の自主的な効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えられる。で、議定書については、早期締結について真剣に検討を進めると。ただ、今の検討状況については明らかにできる段階ではない。いろんな立法政策の問題やら何やらからという、もう、これの繰り返しになっております。

○永田委員長 たかざわ委員。

○たかざわ委員 本区の中の男女人権平等の中では、どのようなお考え、この選択議定書に関してどのような見解を持っているのかというのはいかがですか。

○小川国際平和・男女平等人権課長 課としての見解というのをまとめたわけではないので、個人的な、というか、なってしまうんですけども、政府の段階でもこういうふうにならずと検討されていて、いろんな課題があってなかなか落としどころが見えないのかなと思われまますので、難しい問題だなというふうに認識しております。

送付2-6 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める

陳情書

○たかざわ委員 難しいと思うよね。

○永田委員長 まあ、そうですね。

副委員長。

○牛尾副委員長 ちょっと国の考え方が具体的になっていないんで分からないと思うんですけども、国のほうとしては、要するに前向きなのかどうかという判断はどうなんですか。今、何か落とすところ云々という話がありましたけれども、その辺のご認識はいかがですかね。

○小川国際平和・男女平等人權課長 私どもでは、その観測も分からないというところでございます。

○永田委員長 ほかによろしいでしょうか、質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 それでは、ちょっと一旦休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時59分再開

○永田委員長 再開いたします。

それでは、現在、陳情審査しております女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情書につきましては、継続とさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。